



2024年1月25日

各 位

会社名 トーセイ株式会社
代表者名 代表取締役社長 山口誠一郎
(コード番号8923 東証プライム市場)
(コード番号S2D シンガポール証券取引所メインボード)
問合せ先 取締役専務執行役員 平野 昇
(TEL 03-5439-8807)

取締役に対する株式報酬制度の導入に関するお知らせ

当社は、2024年1月25日開催の取締役会において、役員報酬制度の見直しを行い、社外取締役を除く当社の取締役に対して業績連動型譲渡制限付株式報酬制度（以下「本制度Ⅰ」といいます。）を、社外取締役に対して事後交付型譲渡制限付株式を付与する株式報酬制度（以下「本制度Ⅱ」といいます。）をそれぞれ導入することを決議し、関連する議案を2024年2月27日開催予定の第74回定時株主総会（以下「本株主総会」といいます。）に付議することといたしましたので、以下のとおり、お知らせいたします。

I 本制度Ⅰについて

1. 本制度Ⅰの導入の目的及び条件

(1) 導入の目的

本制度Ⅰは、本制度Ⅰの対象となる取締役（以下「制度対象取締役」といいます。）の報酬と会社業績および当社の株式価値との連動性をより明確化すること、ならびに制度対象取締役に当社の企業価値の持続的な向上を図るインセンティブを与えるとともに、制度対象取締役と株主の皆様との一層の価値共有を進めることを目的として導入するものです。

(2) 導入の条件

本制度Ⅰは、制度対象取締役に対し、譲渡制限付株式を報酬として支給するものであるため、本制度Ⅰの導入は、本株主総会において当該報酬を支給することにつき株主の皆様のご承認を得られることを条件といたします。

当社の取締役の報酬等の額は、①2020年2月26日開催の第70回定時株主総会において、年額500百万円以内（うち、社外取締役分80百万円以内）（ただし、使用人兼務取締役の使用人分給与は含みません。）とご承認いただいております。当該報酬枠とは別枠で、②2019年2月27日開催の第69回定時株主総会において、ストックオプション報酬額として年額100百万円以内（うち、社外取締役分10百万円以内）とご承認いただいております。今般、本株主総会では、上記の報酬枠（①および②）とは別枠で、制度対象取締役に対し、新たに本制度Ⅰを導入することにつき株主の皆様にご承認をお願いする予定です。

2. 本制度Ⅰの概要

本制度Ⅰは、制度対象取締役に対し、当社の各事業年度（以下「評価期間」といいます。）中の業績の数値目標を取締役会にてあらかじめ設定し、当該数値目標の達成度等に応じて算定される数の当社の普通株式（以下「当社株式」といいます。）を付与するパフォーマンス・シェア・ユニットを用いた業績連動型株式報酬制度であり、付与される当社株式に一定の譲渡制限を付する制度です。業績指標は、利益を示す指標その他の当社の経営方針を踏まえた指標を当社の取締役会において設定しますが、当初の業績指標は、連結税引前利益を用いる予定です。

本制度Ⅰは、業績の数値目標の達成度等に応じて当社の普通株式を交付するものであり、本制

度Ⅰの導入時点では、各制度対象取締役に対して当社の普通株式を交付するか否か、および交付する株式数は確定しておりません。

本制度Ⅰに基づき制度対象取締役に対して発行または処分される当社株式の総数は年間100,000株以内、本制度Ⅰに基づく報酬の総額は、上記Ⅰ(2)の報酬枠(①および②)とは別枠で、年額200百万円以内といたします。ただし、当社の発行済株式総数が、株式の併合又は株式の分割(株式無償割当てを含みます。)によって増減した場合は、上記の上限株式数はその比率に応じて調整されるものといたします。

(1) 本制度Ⅰにおける報酬等の付与方法

本制度Ⅰに基づく当社株式の付与は、取締役会決議に基づき、以下のいずれかの方法で行うものといたします。

ア. 取締役の報酬等として金銭の払込みまたは現物出資財産の給付を要せずに、当社の普通株式の発行又は処分を行う方法

イ. 取締役に対して報酬等として金銭報酬債権を支給し、当該取締役が当該金銭報酬債権の全部を現物出資財産として給付して、当社の普通株式の発行または処分を行う方法

なお、イの方法による場合の1株当たりの払込金額は、当該発行または処分の決定に係る取締役会決議の日の前営業日における東京証券取引所における当社の普通株式の終値(同日に取引が成立していない場合には、それに先立つ直近取引日の終値)を基礎として取締役に特に有利とならない範囲で取締役会が決定した額といたします。

(2) 株式交付の条件

本制度Ⅰにおいては、評価期間が終了し、概要以下の要件を満たした場合に、制度対象取締役(評価期間開始後に新たに就任した制度対象となる取締役を含みます。)に対して当社の普通株式の交付を行います。

ア. 当社の取締役会で定める一定の非違行為がなかったこと

イ. その他業績連動型譲渡制限付株式報酬制度としての趣旨を達成するために必要なものとして当社取締役会が定める要件を充足すること

なお、評価期間開始後株式の交付前に、①制度対象取締役が、死亡その他当社取締役会が正当と認める理由により当社の取締役その他当社の取締役会で定める地位を退任または退職した場合、および②当社が消滅会社となる合併契約、当社が完全子会社となる株式交換契約または株式移転計画その他の組織再編等(以下「組織再編等」といいます。)に関する事項が当社の株主総会(ただし、当該組織再編等に関して当社の株主総会による承認を要さない場合においては、当社の取締役会)で承認された場合、ならびに③当社取締役会が正当な理由があると認める場合には、必要に応じて、当社の取締役会が合理的に定める時期に、当社の普通株式に代えて、当社取締役会が合理的に定める額の金銭を支給することがあります。

(3) 譲渡制限等の概要

本制度Ⅰによる当社株式の交付に当たっては、当社と各制度対象取締役との間で、概要以下の事項を含む譲渡制限付株式割当契約を締結するものといたします。

ア. 制度対象取締役は、当該割当契約により割当てを受けた当社株式について、当該株式の交付日から当該制度対象取締役が当社の取締役その他当社の取締役会が定める地位を退任または退職する日までの期間(以下「譲渡制限期間Ⅰ」という。)、譲渡、担保権の設定その他の処分をしてはならないこと

イ. 当社は、割り当てた当社株式の全部について、譲渡制限期間Ⅰが満了した時点をもって譲渡制限を解除すること

ウ. 当社は、制度対象取締役が法令、社内規則または当該割当契約の違反その他当該株式を無償取得することが相当である事由として当社の取締役会で定める事由に該当した場合、当該株式を無償で取得すること

エ. 上記アの定めにかかわらず、当社は、譲渡制限期間Ⅰ中に、組織再編等が当社株主総会(ただし、組織再編等に関して当社株主総会による承認を要さない場合においては、当社取締役会)で承認された場合には、当社取締役会の決議により、当該株式の全部について、組織再編等の効力発生日に先立ち、譲渡制限を解除すること

II 本制度Ⅱについて

1. 本制度Ⅱの導入の目的及び条件

(1) 導入の目的

本制度Ⅱは、当社の社外取締役に対して、当社の企業価値の持続的な向上を図るインセンティブを与えると同時に、社外取締役と株主の皆様との一層の価値共有を進めることを目的として導入するものです。

(2) 導入の条件

本制度Ⅱは、社外取締役に対し、譲渡制限付株式を報酬として支給するものであるため、本制度Ⅱの導入は、本株主総会において当該報酬を支給することにつき株主の皆様のご承認を得られることを条件といたします。

当社の社外取締役の報酬等の額は、前記Ⅰ(2)においても記載いたしておりますとおり、①2020年2月26日開催の第70回定時株主総会において、年額80百万円以内とご承認いただいております。また、当該報酬枠とは別枠で、②2019年2月27日開催の第69回定時株主総会において、ストックオプション報酬額として年額10百万円以内とご承認いただいております。今般、本株主総会では、上記の報酬枠（①および②）とは別枠で、社外取締役に対し、新たに本制度Ⅱを導入することにつき株主の皆様にご承認をお願いする予定です。

2. 本制度Ⅱの概要

本制度Ⅱは、社外取締役に対し、当社の各事業年度（以下「対象期間」といいます。）中継続して当社の社外取締役の地位にあったことを条件として、当社株式を付与する株式報酬であり、付与される当社株式に一定の譲渡制限を付する制度です。ただし、当社の取締役会の定める業績条件を達成できなかった場合には当該対象期間については当社の普通株式を交付しないものとします。

本制度Ⅱに基づき社外取締役に対して発行または処分される当社株式の総数は年間10,000株以内、本制度Ⅱに基づく報酬の総額は、上記Ⅱ(2)の報酬枠とは別枠で、年額20百万円以内といたします。ただし、当社の発行済株式総数が、株式の併合または株式の分割（株式無償割当てを含みます。）によって増減した場合は、上記の上限株式数はその比率に応じて調整されるものといたします。

(1) 本制度Ⅱにおける報酬等の付与方法

本制度Ⅱに基づく当社株式の付与は、取締役会決議に基づき、上記Ⅰ(2)と同様の方法で行うものといたします。

(2) 株式交付の条件

本制度Ⅱにおいては、対象期間が終了し、概要以下の要件を満たした場合に、社外取締役（対象期間開始後に新たに就任した社外取締役を含みます。）に対して当社の普通株式の交付を行います。

ア. 当社の取締役会で定める一定の非違行為がなかったこと

イ. 対象期間中継続して当社の社外取締役の地位にあったこと及び当社の取締役会の定める業績条件を達成したことその他制度Ⅱの目的を達成するために必要なものとして当社取締役会が定める要件を充足すること

なお、対象期間開始後株式の交付前に①社外取締役が、死亡その他当社取締役会が正当と認める理由により当社の社外取締役を退任した場合、および②組織再編等に関する事項が当社の株主総会（ただし、当該組織再編等に関して当社の株主総会による承認を要さない場合においては、当社の取締役会）で承認された場合、ならびに③当社取締役会が正当な理由があると認める場合には、必要に応じて、当社の取締役会が合理的に定める時期に、当社の普通株式に代えて、当社取締役会が合理的に定める額の金銭を支給することがあります。

(3) 譲渡制限等の概要

本制度Ⅱによる当社株式の交付に当たっては、当社と各社外取締役との間で、概要以下の事項を含む譲渡制限付株式割当契約を締結するものといたします。

ア. 社外取締役は、当該割当契約により割当てを受けた当社株式について、当該株式の交付日から当該社外取締役が当社の社外取締役を退任する日までの期間（以下「譲渡制限期間Ⅱ」という。）、譲渡、担保権の設定その他の処分をしてはならないこと

- イ. 当社は、割り当てた当社株式の全部について、譲渡制限期間Ⅱが満了した時点をもって譲渡制限を解除すること
- ウ. 当社は、社外取締役が法令、社内規則または当該割当契約の違反その他当該株式を無償取得することが相当である事由として当社の取締役会で定める事由に該当した場合、当該株式を無償で取得すること
- エ. 上記アの定めにかかわらず、当社は、譲渡制限期間Ⅱ中に、組織再編等が当社株主総会（ただし、組織再編等に関して当社株主総会による承認を要さない場合においては、当社取締役会で承認された場合には、当社取締役会の決議により、当該株式の全部について、組織再編等の効力発生日に先立ち、譲渡制限を解除すること

以 上